& やけい交通安全ニュー



発行:宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.16(2025.10.10)

転車の交通ルールを理解しましょう

Q 1 自転車はどこを通ればよいですか?

自転車は車の仲間! 車道の左側端に寄って通行するのが原則!

車道が原則で、道路の左側端に寄って通行します。 A 1

自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別されている道路では、<mark>原則、車道の</mark> <mark>左端を通行</mark>しなければなりません。

【普通自転車が歩道を通行できる場合】

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行できることが示されている場合
- 13歳未満若しくは70歳以上又は一定の身体障害を有する人が運転する場合
- 車道又は交通の状況(路上駐車や道路工事等)に照らして、自転車の通行┦ の安全を確保するため、自転車の歩道通行がやむを得ないと認められる場合



自転車はどの信号を守ればよいですか? Q 2



自転車歩道通行可の 道路標識

原則、車道を進行するときは車両用信号、横断歩道を進行するときは歩行者 A 2 用信号に従います。

赤信号で停止する場合、停止線があるときには、停止線の 直前で停止しなければなりません。

また、歩道を通行しているときや、交差点手前に停止線が ないときは、交差点の直前(交差点の直近に横断歩道がある ときは、横断歩道の直前)で停止しなければなりません。





車両用信号

歩行者用信号

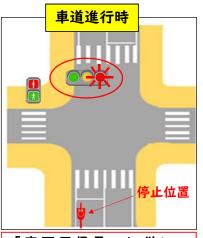


歩行者・自転車 専用標示

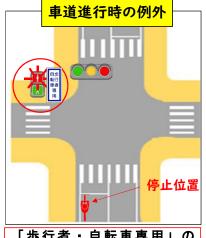
警察庁や宮崎県警察のホーム ページでも、自転車の交通 ルールを紹介しています。

【注意点】

歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の補助標示がある 場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従ってく ださい。(下図参照)



「車両用信号」に従い、 停止線で止まる



「歩行者・自転車専用」の 標示がある場合は、「歩行者 用信号」に従い、停止線で止



「歩行者用信号」に従い、 横断歩道の手前で止まる



宮崎県警察HP



警察庁HP

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。